

1. どんなことが相談できるの？

金沢市近江町消費生活センターでは、消費者と事業者間のトラブルに関する相談を受け付けています。また、専門家による相談も受け付けています。

相談名	相談内容	相談日・時間
消費生活相談	悪質商法や架空請求など、消費生活相談員による相談	月～金曜日 及び 第3日曜日 9:00～17:00
多重債務相談 (予約制)	弁護士、司法書士による専門相談	【弁護士による相談】 第1・3月曜日 10:00～12:00 【司法書士による相談】 第2・4木曜日 13:00～16:00
多重債務・生活なんでも相談 (予約優先)	多重債務や生活再建に関する相談	第2・4水曜日 13:00～17:00

※このほかに、毎月第3火曜日 13:00～17:00に民間支援団体による多重債務・生活再建相談会を実施しています。

- 専門相談につきましては、事前に近江町消費生活センターへご相談ください。
- 土日(第3日曜日を除く)、祝日、年末年始はお休みです。

2. 出前講座を受けてみませんか？

金沢市では、消費者出前講座を実施しています。講師として、消費生活センター相談員やファイナンシャルプランナー、弁護士、司法書士等の専門家を無料で派遣します。

消費者出前講座☆人気のテーマ

- 高齢者を詐欺被害から守る※(介護関係者向け)
 - 消費者トラブルの現状と予防※(一般向け)
 - よくわかる食品安全の基礎知識
- ※印の講座はご希望により、寸劇、警察職員の講演の追加も可能です。

消費者生活と法律☆人気のテーマ

- 消費トラブルを防ぐ契約の知識
- 消費トラブル対処の法律知識

暮らしに身近なお金や経済の情報☆人気のテーマ

- 60才からの人生とお金
- 知っておきたい終活のコツ
- 高齢者の未来を守る成年後見制度

このほかにも、さまざまなテーマをご用意しています。お気軽にご相談ください。

申込方法 開催1ヶ月前までに所定の申請書(ホームページからダウンロードできます)に必要事項を記入のうえ、金沢市人権女性政策推進課まで郵送もしくはFAX(076-260-1178)にてお送りください。

消費生活についてのご相談やお問い合わせは

金沢市近江町消費生活センター

〒920-0907 金沢市青草町88 近江町いちば館5階

TEL 076-232-0070 FAX 076-260-6730

【受付時間】9:00～17:00 月曜日～金曜日・第3日曜日

※土曜、第3を除く日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)は休業します。

「いいなっと金沢」消費者生活情報ページ

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/22075/syohupage/>

この冊子に関するお問い合わせは **金沢市人権女性政策推進課**(消費生活担当)

TEL 076-220-2095 FAX 076-260-1178

E-mail: jinkenjoyosei@city.kanazawa.lg.jp

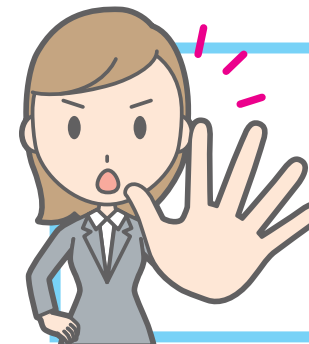
この冊子は石川県金融広報委員会の助成により作成されました。



金沢市

消費生活だより

編集・発行／金沢市近江町消費生活センター・金沢市人権女性政策推進課



その電話、「アポ電」かも・・・

知らない番号からの
電話に出るのは慎重に!!

アポ電詐欺は、**実在する機関や企業**をかたり、**家族構成や資産状況等**を聞き出し、金銭の要求につなげる新たな手口の特殊詐欺です。

最近では、「**自動音声ガイダンス**」を悪用したものの急増しています。



事例①

テレビの制作会社を名乗る人から電話があり、「**所得は500万より上ですか**」などと聞かれたが、「**答えられない**」と言って電話を切った。後日警察の協力団体を名乗る者から、「**テレビ番組に関して電話がなかったか。捜査で押収した名簿に名前が登録されている**」という電話があった。



事例②

消防署の職員を名乗る人の電話で、「**一人暮らしか**」と聞かれ、「はい」と答えてしまった。「**災害時にすぐに救助できるように確認している**」と言われたが不審だ。

- 心当たりのない着信に出るときは、「**〇〇です**」と**自分の名前を名乗らないことが大切です**。家族構成や資産状況を聞かれたら、すぐに切ってください。
- 着信番号通知や録音機能を活用し、**相手が誰か分かった上で電話に出るなど、トラブルを避けましょう。**
- 不審な電話があったら、すぐに**消費生活センターや警察等**にご相談ください。



金沢市近江町消費生活センター
相談電話番号 076-232-0070

(月曜日～金曜日・第3日曜日 9時～17時)

☆困ったなと思ったら、一人で悩まず、消費生活センターへ相談してください。

だまされない！絶対！

簡単に高額収入は得られません
「情報商材」のトラブルにご注意！

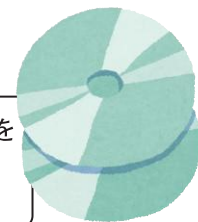


有料会員になれば、
さらに収入アップ！

有料会員になると
電話での勧誘が！



毎日15万円稼げる情報商材(限定版)を
あなただけ特別に割引します。
クレジットカードを教えてください。



割引されていない！全然稼げない！
だまされた！！



- 副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称してインターネット等で販売されている情報のことを「情報商材」と言います。
- 不安に思ったときは、すぐに消費生活センター(局番なしの188)にご相談ください。

消費者被害を防ぐために



「キャッシュカードを預かります」
「暗証番号を教えて」は詐欺です！！



「〇〇百貨店です。〇日にあなたのクレジットカードを
使用した人がいます。心当たりはありますか。」

数日後



「〇〇警察です。あなたのクレジットカードが勝手に作られ
悪用されています。キャッシュカードも危ないので、悪用防止
の処理をしますから暗証番号を教えてください。カードは
これから銀行協会の者が取りに行きます。」



「改元」「東京オリンピック」「大阪万博」などの国民の大きな関心事で
個人情報や口座情報を聞き出そうとする手口も！！

『元号改正に伴ってカード情報の変更手続きが必要です』などの文書と、
手続用紙、返信用封筒が入った郵便が届き、『金融機関名、口座番号、暗証
番号などを記入して〇日以内にご返送ください』などと、こちらから返信
させる手口も報告されています。

2018年度 全国の消費生活
センター等に寄せられた 架空請求の相談が20万件を突破！！

ハガキによるものが急増！！

【実例】

記載された電話番号に架けると、弁護士の電話番号
(二セ)を教えられ、そこに電話すると、弁護士と
称する者が対応し、示談のための着手金名目で支払
いを求められる。

【支払方法例】

- 指示された支払番号を端末に入力し、端末の出力用紙で
レジで支払(仮想通貨購入代金の送金等)
- プリペイドカード購入(電話等でカード番号を通知)
- 銀行口座へ入金



★タイトル
他に、「総合
消費料金未
納分」など

★脅かし
・訴訟開始
・強制的に
差押え
・執行証書
を交付

★急がせる

★公的機関に
類似した名称
国民訴訟通達
センター など

消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの下、給与等の差し押さえ及び、不動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただけますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年12月22日

法務省管轄支局 日本民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関 〇〇〇〇
取り下げ等のお問合せ窓口 03-〇〇〇〇〇〇
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

※国民生活センターホームページより

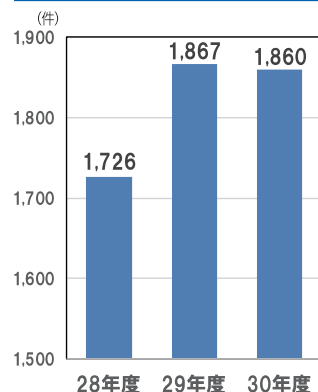
平成30年度 相談の傾向(近江町消費生活センター)

平成30年度の相談件数は2,107件。うち、苦情相談は1,860件でした。相談内容は、依然として公的機関を装ったはがきによる訴訟や裁判の取り下げ名目の架空請求の相談が最も多く、次いで携帯電話回線の変更等にかかる相談が続きました。

苦情相談 順位

- 1位 商品一般(公的機関を装ったはがき、商品・サービスの架空請求など) 491件
- 2位 ワンクリック請求 有料サイト利用料金の不当請求等 269件
- 3位 インターネット通信サービス 86件
- 4位 レンタル、リース、貸借 85件
- 5位 融資サービス(多重債務、ヤミ金融等) 79件

苦情相談件数



苦情相談の年代

